

一般財団法人 茨城県建築センター構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規定は、「一般財団法人茨城県建築センター 指定構造計算適合性判定機関業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人茨城県建築センター(以下「建築センター」という。)が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する構造計算適合性判定業務)

第 2 条 業務規程第 21 条に規定する建築物に関する構造計算適合性判定業務の手数料の額は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに、別表第 1 の (ア) 又は (イ) の区分に応じ別表第 1 に掲げる額とする。

2 別表第 1 の建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合 ((2)及び(5)に掲げる場合を除く。) は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 適合判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合 ((5)に掲げる場合を除く。) は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
ただし、直前の適合判定通知書が建築センター以外で交付されている場合は、当該建築物の床面積 ((4)に掲げる場合も同様とする。)
- (3) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 ((4)に掲げる場合を除く。) は、当該建築物の床面積
- (4) 適合判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合 (適合判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。) は、当該増築に係る部分の床面積に法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項又は第 18 条第 4 項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

附則 この規定は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附則 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 構造計算適合性判定に要する額

(単位：円)

建築物の床面積の合計	(ア) 国土交通大臣に認定を受けたプログラムによって行われたもの	(イ) (ア) 以外の方法によって行われたもの
1,000 m ² 以下	107,000 円	156,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	134,000 円	209,000 円
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	147,000 円	240,000 円
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	187,000 円	318,000 円
50,000 m ² を超えるもの	319,000 円	587,000 円